

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	新旭川地区センター	所在地	旭川市東6条4丁目
設置目的	地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与すること。		
規模	・敷地面積:2,541.42m ² 建築面積:637.10m ² 延床面積:827.63m ² ・構造:鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨平屋建 ・室名:大集会室、会議室、調理実習室、和室	設置年月日	平成11年10月13日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	旭川市新旭川地区センター運営委員会	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理業務の内容	(1) 管理する施設の使用承認に関する事項。 (2) 管理する施設の維持管理に関する事項。 (3) その他協議して別途定めた事項に関する事項。	指定管理料(千円)	R2 8,388 千円 R3 7,994 千円 R4 7,508 千円 R5 8,136 千円 R6 7,974 千円

3 総合評価

施設所管部の評価(一 次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	【導入効果】 ①現指定期間の支出額については、人件費の高騰や消費税の納付もあり増額となっているが、修繕や点検など効率よく実施することで経費削減し、増加幅を抑えている。 ②施設環境の維持向上を図りながら、水準に沿った管理運営を行っている。 ③地域住民や利用者のニーズ把握及び細やかで柔軟な対応等により、サービス向上が図られている。 【課題】 ・地域活動の拠点となる施設として、より地域に根差した魅力ある施設運営に向けた事業及び取組の推進が求められる。 ・人件費等必要経費の高騰や施設の老朽化が進む中、より一層効果的・効率的な運営が必要となることに加え、利用者増に向けた施設・サービスの充実・向上に向けた取組も求められる。
	今後の管理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 直営
	理由	指定管理者制度は、直営としていた施設管理・清掃・保守点検等の権限を委任し、施設の維持管理を行わせた結果、効率的・効果的な施設運営、利用者サービスの向上及び市の事務負担の軽減が図られていることから、今後も引き続き、指定管理者制度を継続することが適当と判断する。
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募
	非公募の場合、その理由	現指定管理者は、地域の市民委員会で構成される組織であり、地域活動の拠点としての役割を持つ当該施設において、住民意思の反映、地域特性や課題を考慮した施設運営が可能であり、地域社会の形成及び活性化への寄与が期待される。よって、引き続き地域の運営委員会による施設管理運営を継続することが適当と考えられる。
	今後の改善点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に利用者増につながる自主的な事業展開を検討する。 ・施設環境を改善しながら利用者ニーズに応えていくことで利用者の利便性や利用率の向上を図る。 ・施設案内の充実や周知活動の徹底により、新規利用者の拡大を図る。 	
制度(2所管次部評価の評価)	<p>仕様書に基づき、適正に管理運営がなされている。また、地域住民で組織される運営委員会が指定管理者となることで、地域住民に寄り添った施設運営がなされ、指定管理者制度導入のメリットが認められ、引き続き、当該団体が指定管理を行うことが妥当である。</p> <p>今後は、利用者ニーズの把握と、利用者増に向けた取組を積極的に実施し、管理経費の増加も懸念されることから、財源を確保しながら地域住民の活動の拠点施設として管理運営を目指すことが望まれる。ただし、今後、担い手不足が懸念されるの中、当該団体が継続して受け皿になり得るかは不透明なことから、公募についても視野に入れて選定を進めること。</p>	